

## ② ユニット型と多床室の状況について

○ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年3月31日厚労告314号)

- ・ 平成26年度までに  
介護保険施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上  
そのうち、特養の入所定員についてユニット型の比率を  
70%以上  
とすることを目標としている。

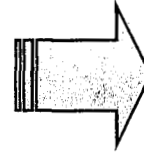
○ 長妻大臣国会答弁(平成22年3月31日参議院厚生労働委員会)

厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成二十六年度で七〇%をユニット型にする目標を掲げております。七〇%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。

やはり、御家族がそのお年を召した入所者のところにたくさん訪れる御家族と、御家族が訪問しない方と同じ部屋でありますと、全部それが分かってしまう。あるいは、夜中にそのトイレではなくてそのベッドの横で用を足すときの音がこれは聞こえて、においも出ると。いろいろなそこで暮らすと問題、御苦労があるというふうに考えておりますので、基本的にはユニット型を推進をしていきたいというふうに考えております。

# ユニットケアとは

## 個別ケアを実現するための手法



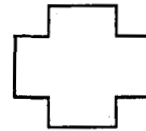
利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したケア

具体的には・・・

在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行う。

## その実現のためには

個性や生活のリズムを保つための個室と、ほかの利用者や地域との関係を築くためのリビングやパブリックスペース、などのハード



小グループごとに配置された職員による、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供、というソフト

## ユニット型施設の例

ハードウェアとソフトウェア

双方で対応:

- 在宅に近い居住環境  
(個室と共用空間)
- ユニットごとに職員を配置  
(生活単位と介護単位的一致)

隣のユニットや共用スペース



隣のユニットや共用スペース

認知症高齢者ケアにも有効

- 小規模な居住空間
- 家庭的な雰囲気
- なじみの人間関係

- 在宅に近い居住環境
- 入居者一人一人の個性や生活のリズムに沿う
- 他人との人間関係を築く

# ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

○ ユニット型施設について、介護老人福祉施設においては、定員の21.2%、老人保健施設においては4.2%がユニット型施設にとどまっている。

各年10月1日

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
		全施設	ユニット型	割合(%)	全施設	ユニット型	割合(%)
平成15年	施設数	5,084	75	1.5	3,013	143	4.7
	定員数	346,069	4,480	1.3	269,524	—	—
平成16年	施設数	5,291	373	7.0	3,131	233	7.4
	定員数	363,747	17,799	4.9	282,513	—	—
平成17年	施設数	5,535	771	13.9	3,278	238	7.3
	定員数	383,326	39,467	10.3	297,769	—	—
平成18年	施設数	5,716	1,116	19.5	3,391	204	6.0
	定員数	399,352	59,278	14.8	309,346	9,167	3.0
平成19年	施設数	5,892	1,439	24.4	3,435	250	7.3
	定員数	412,807	78,135	18.9	313,894	11,487	3.7
平成20年	施設数	6,015	1,630	27.1	3,500	286	8.2
	定員数	422,703	89,571	21.2	319,052	13,423	4.2

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# 入所施設・居住施設の概要

		特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	
定義		65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	
介護保険法上の類型		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
主な設置主体		地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人	
居室面積 ・定員数	従来型	1人当たり面積	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	4人以下	4人以下	4人以下
	ユニット型	1人当たり面積	13.2㎡以上		
		定員数	原則個室(共同生活室が必要)		
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上	
介護職員の配置基準		看護・介護 3:1以上 入所者100人の場合、看護3人	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	6:1以上	
看護職員の配置基準				6:1以上	

# 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付

と負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	対象者の例
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の方
第4段階	・市町村民税本人非課税者 ・市町村民税本人課税者

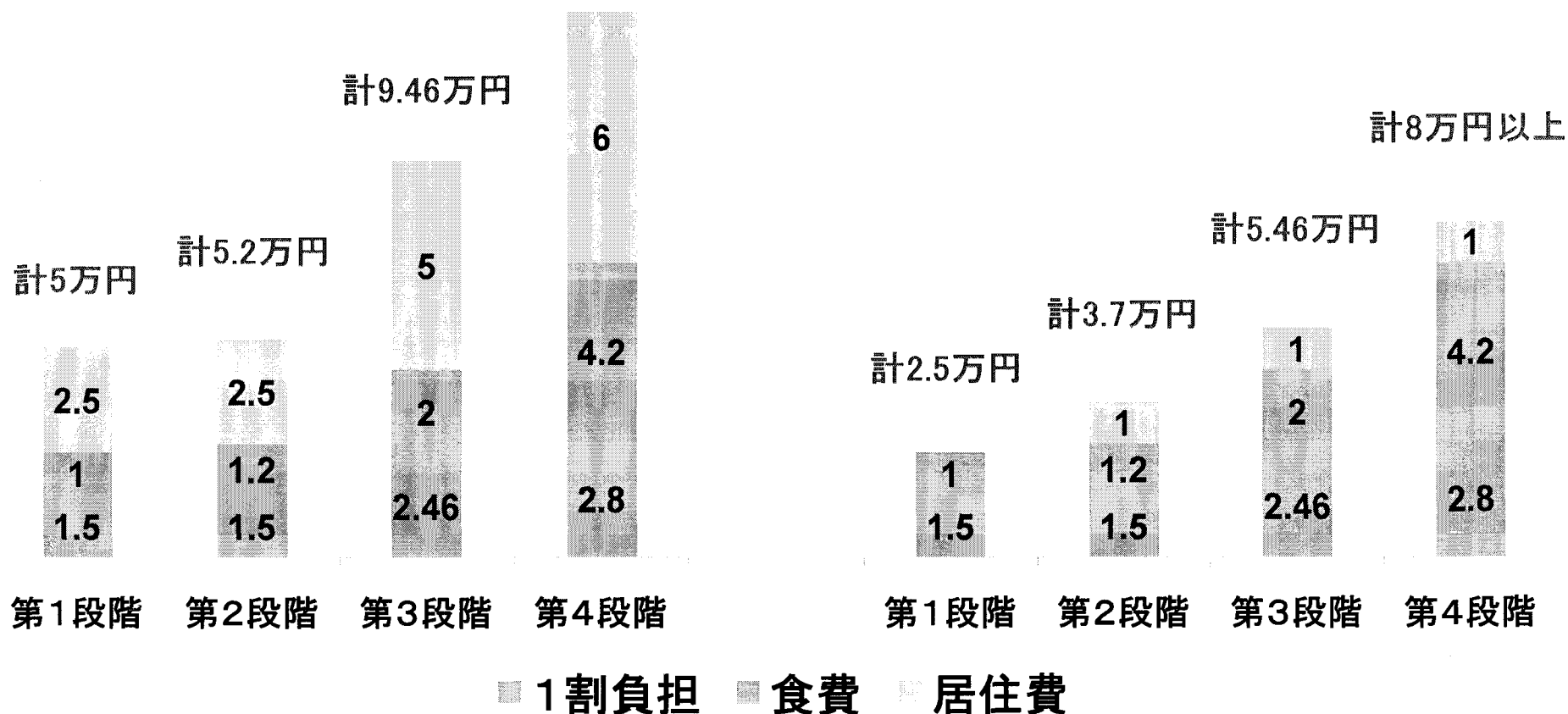
		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,380円 (4.2万円)	320円 (1.0万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	
居住費	多床室	320円 (1.0万円)	0円 (0万円)	320円 (1.0万円)	320円 (1.0万円)	
	従来型 個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型準個室	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	
	ユニット型個室	1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,640円 (5.0万円)	

# 介護保険施設の負担額

## ユニット型個室

## 多床室

計13万円以上



- \* 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。
- \* 食費、居住費は、第1~3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。
- \* 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

# ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

## ○経緯

平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上(介護保険施設全体で50%以上)とすることを旨し、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

(参考1)3月31日(水) 参議院厚生労働委員会での長妻大臣答弁より

「ついの住みかの側面もある施設で、大部屋ですうっとそこでお暮らしになるということが果たしていろいろな意味で適切なのかどうかということは私も疑問があるところでありまして、厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成26年度で70%をユニット型にすると目標を掲げております。70%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。」

(参考2)4月16日(金) 長妻大臣閣議後記者会見より

「特養のユニット型、いわゆる個室型なのですが、それを我々としては平成26年度で全入所者の70%をユニット型、つまり個室にしようと、そういう目標を掲げております。その一方で土地が仲々ないか、相部屋の方が多くの方が入居出来るのではないかという指摘もありましたので、審議会で検討していただきます。このユニット型を基本としたいわけですが、広さを相部屋一人当たりのスペースとほぼ同じスペースにさせていただこうということで、自己負担も下がるし建設も定員を確保しやすくなるのではないかと、そういう考えのもと、そういう対応をしようということで審議会にお願いをしたいということでもあります。」



# ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

## ○改正内容

各施設の基準省令において、ユニット型施設の居室面積基準について  
現行基準 個室13.2㎡以上を標準 ⇒ 改正案 個室10.65㎡以上

※ただし、補足給付の対象となる市町村民税世帯非課税以下の入所者の利用料の減額については、次期介護報酬改定において、居住費に対する負担限度額及び基準費用額の見直しが必要。

## ○対象施設

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

※短期入所生活介護(ショートステイ)及び短期入所療養介護についてもユニット型という類型は設けられているが、短期入所生活介護については従来から居室面積基準は13.2㎡ではなく10.65㎡であり、短期入所療養介護については単独での面積基準がないことから、今回の省令改正の対象外。

## ○今後の日程

- ・介護給付費分科会の答申を受け、パブリックコメントを実施(答申の日から約1カ月間)
- ・パブリックコメント終了後に公布、同日施行

# 従来型と個室ユニット型が混合した特別養護老人ホーム等の指定状況①

平成15年4月1日(介護老人保健施設については平成17年10月1日)以降に新設された従来型とユニット型の混合施設の指定(改修、改築又は増築を除く。)を行った事例があるかどうかについて、都道府県調査を実施した結果を集計。

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	計
該当あり	4団体 (9件)	9団体 (26件)	11団体 (35件)
内 訳	群馬県 1件 埼玉県 6件 広島県 1件 佐賀県 1件	茨城県 5件 埼玉県 9件 東京都 3件 新潟県 1件 静岡県 2件 島根県 1件 広島県 1件 香川県 1件 大分県 3件	茨城県 5件 群馬県 1件 埼玉県 15件 東京都 3件 新潟県 1件 静岡県 2件 島根県 1件 広島県 2件 香川県 1件 佐賀県 1件 大分県 3件

# 従来型と個室ユニット型が混合した特別養護老人ホーム等の指定状況②

## ○定員全体に占めるユニット型個室の割合

特別養護老人ホーム	67.3%
介護老人保健施設	41.4%
全 体	48.0%

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、  
 ・平成26年度の特別養護老人ホームの入所定員中、ユニット型の比率を70%以上  
 ・平成26年度の介護保険3施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上  
 を目標として設定

<平均在所日数>

「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

- ・特別養護老人ホーム 1,465.1日
- ・介護老人保健施設 277.6日

## ○個室ユニット型の介護・看護職員配置の状況 (職員一人当たりの入所者数)

特別養護老人ホーム	1.95人
介護老人保健施設	2.02人
全 体	2.00人

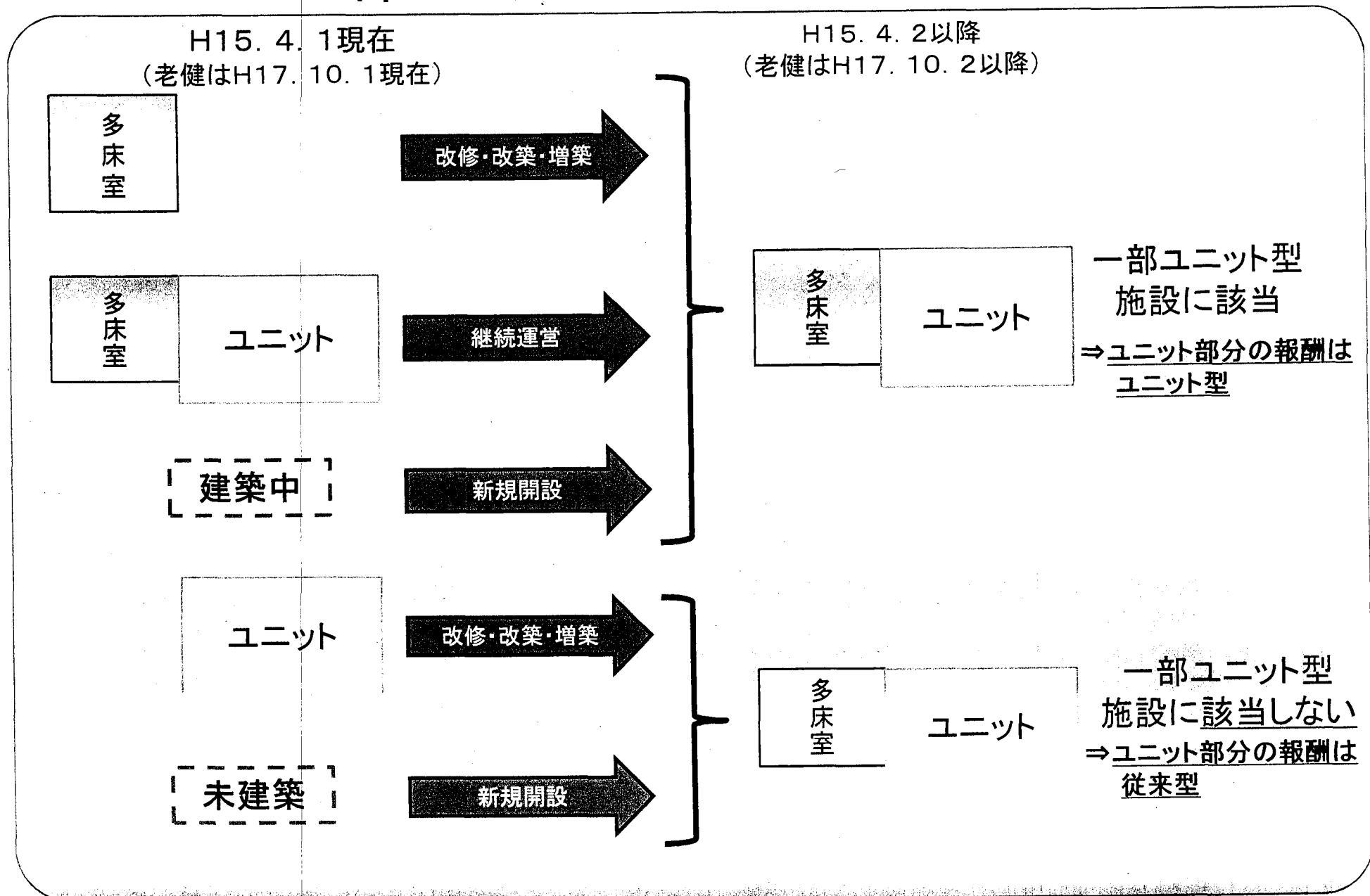
<全国平均> 「平成20年度 介護事業経営実態調査結果」

- ・特別養護老人ホーム 従来型 (2.4人) ユニット型 (2.0人)

## ○指定年度

特別養護老人ホーム	
平成18年度	1件
平成19年度	1件
平成20年度	4件
平成21年度	2件
平成22年度	1件
介護老人保健施設	
平成18年度	3件
平成19年度	7件
平成20年度	5件
平成21年度	7件
平成22年度	4件

# 一部ユニット型施設に該当する施設



※ 当該規定がある施設は介護老人福祉施設(特養)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護  
 ※ 地域密着型特養については同様の規定はない

## ユニット型個室と多床室に対するこれまでの指摘事項の概要

- 九都市首脳会議(平成22年5月)
  - ・ 待機者解消や低所得者負担軽減、高齢者の多様なニーズへの対応のために、多床室とユニット型個室との合築を認めるなど地方の実情に応じた柔軟な施設整備が行えるようにすること。
- 関東地方知事会(平成22年6月)
  - ・ 待機者解消や低所得者の負担軽減、高齢者の多様なニーズへの対応のため、特別養護老人ホームの従来型整備や一部ユニット型整備について地方の判断による柔軟な対応を可能とすること。
  - ・ 従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホームにおける介護報酬について、一部ユニット型施設としてユニット型部分についてはユニットケアを評価した報酬とすること。
- 高齢社会をよくする女性の会(平成22年4月)
  - ・ すべての介護施設で、一人当たり居住空間を住生活基本法に定める25㎡に。  
特別養護老人ホームの多床化等は時代に逆行。高齢者の人権として終の棲家の確立が必要。
- 特養をよくする特養の会(平成22年6月)
  - ・ 個人の尊厳を守るためにも、今後、整備する特養の居室については、原則個室という路線を断固堅持してください。
  - ・ 今後も一部ユニット型の特養を新設する場合に、ユニット部分に対してユニット型個室の報酬を出さないよう、現行の取扱の変更を行わないでください。
  - ・ 補足給付のあり方を再検討し、横浜市が実施しているような、居住費への公費補助の新設など、低所得者もユニット型個室に入居できるような制度改革を検討してください。
- 地域ケア政策ネットワーク
  - ・ 私たちは、これからの介護施設は「生活の場」と位置づけ、個室・ユニットが当然であることを宣言し、すべての関係機関が個室・ユニットの完全実施に取り組むように強く求めます。
  - ・ 私たちは、待機者解消や居住費の問題を理由に多床室や合築での施設整備という歴史の後戻りを認めることはできません。
- 地域包括ケア研究会報告書(平成22年4月)
  - ・ 利用者の尊厳の確保や自立支援の観点から個室ユニットを原則とすることを改めて基本方針として打ち出し、建て替え時に個室ユニット化・サテライト化を推進する。

## ユニット型個室と多床室に関する論点

- 1 国として、原則ユニット型施設を基本に整備を進める方針を再確認した上で、ユニット型個室の支援策についてどのように考えるか。
- 2 ユニット型個室の補足給付のあり方についてどう考えるか。